

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務 ②難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証に関する事務 ④難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更に関する事務 ⑤難病の患者に対する医療等に関する法律第十一条第一項の支給認定の取消しに関する事務 ⑥難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑦難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十三条第一項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	指定難病等情報管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
指定難病等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番131
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会】 主務省令第2条 項番158 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、18、42、77、80、113、125、144、161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健・疾病対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-1424
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。	

9. 監査

実施の有無	☐ 〇 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

]

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手し、システムに入力されたデータは複数人で確認しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力し、システムに入力されたデータは複数人で確認しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	評価書名	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	軽微な変更(小児慢性特定疾病医療費助成に関連する記載内容以外を削除)
平成31年3月27日	個人プライバシー等の権利利益の保護宣言	秋田県は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	秋田県は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	事後	軽微な変更(小児慢性特定疾病医療費助成に関連する記載内容以外を削除)
平成31年3月27日	I 1. ②事務の概要	児童福祉法に基づき、結核にかかる入院費用、国が指定した子どもの慢性疾患の診療にかかる費用等を県が公費で負担する制度で、受給者に対する受給者証の交付と医療の給付の事務を行う。 【個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①小児慢性特定疾病医療費、(結核にかかっている児童に対する)療育の給付	児童福祉法に基づき、国が指定した子どもの慢性疾患の診療にかかる費用等を県が公費で負担する制度で、受給者に対する受給者証の交付と医療の支給事務を行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①小児慢性特定疾病医療費の支給申の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 ③児童福祉法による医療費受給者証に関する事務 ④小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更に関する事務 ⑤小児慢性特定疾病医療費支給認定の取消し	事後	軽微な変更(より具体的な内容に変更)
平成31年3月27日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 項番7 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号、第3号	・番号法第9条第1項 別表第一 項番7 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
平成31年3月27日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番9 第8条 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番26 第19条第1号二、ホ、第2号、第3号、第4号、第5号 項番56-2 未制定 項番87 第44条第1号二、ホ、第2号、第3号、第4号、第5号	番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番9 第8条 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番26 第19条第1号二、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第2号 項番87 第44条第1号二、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
平成31年3月27日	I 5. ①部署	秋田県健康福祉部健康推進課	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課	事後	
平成31年3月27日	I 5. ②所属長	課長 柳田 高人	課長	事後	
平成31年3月27日	I 8. 連絡先	秋田県健康福祉部健康推進課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-1424	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-1424	事後	
平成31年3月27日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月27日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年3月27日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	軽微な変更(様式変更による)
令和2年7月31日	I 1. ②事務の概要	児童福祉法に基づき、国が指定した子どもの慢性疾患の診療にかかる費用等を県が公費で負担する制度で、受給者に対する受給者証の交付と医療の支給事務を行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①小児慢性特定疾病医療費の支給申の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 ③児童福祉法による医療費受給者証に関する事務 ④小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更に関する事務 ⑤小児慢性特定疾病医療費支給認定の取消しに関する事務	児童福祉法に基づき、国が指定した子どもの慢性疾患の診療にかかる費用等を県が公費で負担する制度で、受給者に対する受給者証の交付と医療の支給事務を行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】 ①小児慢性特定疾病医療費の支給申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 ③児童福祉法による医療費受給者証に関する事務 ④小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更に関する事務 ⑤小児慢性特定疾病医療費支給認定の取消しに関する事務	事後	軽微な変更(誤字の訂正)
令和2年7月31日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月31日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番9 第8条 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番26 第19条第1号二、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第2号 項番87 第44条第1号二、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	番号法第19条第8号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番9 第8条 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番26 第19条第1号二、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第2号 項番87 第44条第1号二、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事後	軽微な変更(番号法の改正による条項号の変更)
令和3年7月30日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月30日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月30日	IV 8. 監査	記載なし	自己点検	事後	
令和4年8月9日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 項番7 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号	・番号法第9条第1項 別表第一 項番7 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事後	
令和4年8月9日	I 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和4年8月9日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年8月9日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年8月9日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	【○】委託しない	事後	
令和4年8月9日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	十分である	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)	事後	
令和4年8月9日	IV 8 監査	【○】自己点検 []内部監査 []外部監査	【○】自己点検 【○】内部監査 []外部監査	事後	
令和5年7月31日	II 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年7月31日	II 2いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 項番7 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	・番号法第9条第1項 別表 項番8 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号、第6号、第8号、第9号、第10号	事前	軽微な変更(番号法の改正による条項号の変更)